



相続手続 ワンストップ サービス

遺産整理業務(相続の事前相談・分割協議書・名義変更)
相続税申告業務(相続財産評価・申告・延納・物納)
を一ヶ所で円満な相続を応援します。

予約の方は平日5時以降や土、日もOK

受付はフリーダイヤルで **0120-94-0806** (平日9時～5時)

浅賀純夫
税理士



根本誠二
税理士



資格も充実、資産のプロが運営

- 税理士・行政書士
- 宅地建物取引主任
- 厚労省一級FP技能士
- 日本FP協会CFP合格
- 生命保険協会FP
- 農林漁業金融公庫
農業経営アドバイザー

相続コンシェルジュLLP

〒320-0806 宇都宮市中央2-8-7 藤田ビル1階

業務案内

(範囲は
栃木・茨城・群馬・埼玉)

- ① 事前の相談 (公正証書遺言作成サポート・節税対策)
- ② 相続人調査・遺産の調査
- ③ 財産目録の作成
- ④ 遺産分割協議書
- ⑤ 名義変更サポート (金融資産・不動産)
- ⑥ 税務申告
- ⑦ 延納・物納



ワンストップ サービスって

「相続税の相談・申告書の作成以外は他の専門の人をお願いします」ではなく、当社に依頼すれば専門職のネットワークを利用して一ヶ所で相続に関するすべての手続きを解決してしまうワンストップチャネルサービスです。

コンシェルジュ って

フランス語です

ホテル業界の専門職で、見知らぬ地で不案内の旅行者のために急病のときには病院に付き添って通訳したり、忘れ物があれば探し出して自宅まで届けたり、観劇のチケットを手配するなどお客様の満足のためにベストを尽くす人をいいます。

私たちもそのようにありたいということで**相続コンシェルジュ**を名乗らせていただきました。(商標登録申請中)

2人の プロフィール

写真は
ちょっと

格好つけてます

浅賀 純夫 税理士

1960.7.4生まれ

明治大学商学部卒

栃木・茨城・埼玉の税務署、国税局、国税庁勤務

川口税務署資産課税部門連絡調整官を最後に平成18年7月退職、同8月に税理士開業

根本 誠二 税理士

1955.8.1生まれ

栃木、茨城の税務署勤務、この間選抜試験に合格、税務大学校本科卒

国税局勤務となり文書係長、総務係長

宇都宮税務署管理徴収部門統括官を最後に平成12年7月退職、同11月に税理士開業

資格のこと

- 税理士／
相続税の相談、申告書の作成は税理士だけができる業務です。
- 行政書士／
戸籍調査で相続人の確認、遺言書・遺産分割協議書の作成のサポートをし相続財産の名義変更の手続きをします。(登記は司法書士)
- 宅地建物取引主任／
宅地、建物の取引に精通しています。(業としてはおこなっていません)
- 厚労省認定一級FP技能士／
プロのファイナンシャルプランナー(資産運用設計技能士)と認められた国家資格です。
- CFP／
日本ファイナンシャルプランナーズ協会が認めた世界基準のFPの資格です。
- 生命保険協会認定FP／
生命保険業界のトップクラスのFP資格で生命保険の知識を相続に活用します。
- 農林漁業金融公庫認定農業経営アドバイザー／
政府系金融機関である農林漁業金融公庫から農業経営アドバイザーと認定されました。農家の事業承継も任せてください。

LLPって

有限責任事業組合
制度のことです

株式会社や有限会社と並ぶ新しい事業体で平成17年8月1日から施行されました。個人または法人が営利目的の共同事業を営むための組織です。

相続税申告報酬(以下の業務を含む)

相続税申告書の作成

遺産分割協議書の作成

準確定申告書の作成 (年金・給与のみ。事業所得・譲渡所得等は別途報酬)

延納申請書の作成

遺産総額	～ 1億円	598,000円
	～ 2億円	798,000円
	～ 3億円	998,000円
	～ 4億円	1,228,000円
	～ 5億円	1,470,000円
	～ 6億円	1,785,000円
	6億円超	1億円増すごとに 315,000円

* 全ての相続人から[代理権限証書(委任状)]を提出していただける場合です。分割に争いがある場合は、別途報酬がかかります。

* 「総遺産価額」とは被相続人の死亡時における財産評価額の合計額です。借入金などの債務を差し引く前の金額です。また、「小規模宅地の特例」や生命保険控除」等の各種特例を差し引く前の金額となります。

* 物納申請については別途報酬(1件につき 105,000円～)がかかります。

* 相続財産に非上場株式が含まれる場合、別途報酬 (105,000円～)がかかります。